

沿岸広域振興局長告示第87号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成29年10月24日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1） 名称 大船渡市今出山電話ケーブル特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 大船渡市猪川町地内の電話ケーブル中井沢線1号柱から今出山1線1号柱まで、今出山1線1号柱から今出山1線99号柱まで、今出山1線99号柱からL5～12号柱までのそれぞれ両側50メートルの区域、今出山1線99号柱から三陸町・今出山2線32号柱までのそれぞれ両側50mの区域及び今出山1線99号柱から今出山2線2R9号柱までのそれぞれ両側50メートルの区域
- （3） 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2（1） 名称 大船渡市三陸町吉浜特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 大船渡市地内の市道花崎後山線と林道大角間線との交点を起点とし、起点から市道花崎後山線を北西に進み民有林314林班21小班と民有林314林班26小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林314林班21小班と民有林314林班27小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林314林班と民有林309林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに北に進み大船渡市と釜石市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林314林班と民有林319林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林314林班と民有林315林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み林道大角間線との交点に至り、同点から同林道を南西に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3（1） 名称 住田町下大股電話ケーブル特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 気仙郡住田町地内の国道107号と国道397号の交点を起点とし、起点から国道107号を東に進み国道340号との交点に至る国道107号と大股川に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4（1） 名称 大槌町大槌特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 上閉伊郡大槌町地内の主要地方道大槌小国線と町道大ケ口線との交点を起点とし、起点から主要地方道大槌小国線を南東に進み大槌川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を南東に進みJR山田線との交点に至り、同点から同JR線を南西に進み大槌川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を南に進み一般県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み町道伸松1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道伸松2号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み林道古廟伸松線との交点に至り、同点から同林道を西に進み町道古廟線との交点に至り、同点から同町道を北に進み一般県道大槌小国線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み町道花輪田寺野線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道寺野線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道白沢2号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み農道高清水2号線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み町道小国線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み一般県道大槌小国線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み町道末広町沢山線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道大ケ口線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5（1） 名称 山田町豊間根特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡山田町地内の国道45号と町道新田繫線との交点を起点とし、起点から国道45号を北西に進み町道豊間根関口線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに南西に進み町道宇名田日当線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みJR山田線との交点に至り、同点から同JR線を北東に進み一般県道宮古山田線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み町道石峠線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み農道岩の木杉の沢線との交点に至り、同点から同農道を東に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み下閉伊郡山田町と宮古市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み津軽石川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を南西に進み町道藤畑線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道新田繫線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 岩泉町小本川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の国道45号と国道455号との交点を起点とし、起点から国道45号を南東に進み町道小本茂師線との交点に至り、同点から同町道を南に進みさらに北東に進みさらに南に進み町道小成小本線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに北西に進み民有林11林班6、9、10、12及び13小班と民有地並びに民有林11林班14及び15小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み町道小本卒郡線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道小成卒郡線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み国道455号との交点に至り、同点から同国道を北東に進みさらに東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器